

議案第 1 号

野田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について

野田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年5月8日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

野田市税賦課徴収条例（昭和25年野田市条例第27号）の一部を次のように改正する。

附則第8条中「法附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条又は第62条」を、「又は附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条若しくは第62条」を加える。

附則第8条の2に次の1項を加える。

18 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。

附則第14条の2の3の2中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第18条中「又は第15条の3」を「、第15条の3又は第61条」に改め、「第15条の3まで」の次に「若しくは第61条」を加える。

附則に次の1条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等）

第28条 第5条の3第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、固定資産税の軽減措置等に関する規定を整備しようとするものである。

野田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市税賦課徴収条例 (昭和 25 年野田市条例第 27 号)

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">附 則 (読替規定)</p> <p>第 8 条 法附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2 まで、<u>第 61 条又は第 62 条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第 41 条第 8 項中「又は第 349 条の 3 の 4 から第 349 条の 5 まで」とあるのは、「若しくは第 349 条の 3 の 4 から第 349 条の 5 まで又は附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2 まで、<u>第 61 条若しくは第 62 条</u>」とする。 (法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合)</p> <p>第 8 条の 2 (略) 2～17 (略)</p> <p><u>18 法附則第 62 条に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。</u> (軽自動車税の環境性能割の非課税)</p> <p>第 14 条の 2 の 3 の 2 法第 451 条第 1 項第 1 号(同条第 4 項において準用する場合を含む。)に掲げる 3 輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該 3 輪以上の軽自動車の取得が令和元年 10 月 1 日から<u>令和 3 年 3 月 31 日</u>までの間(附則第 14 条の 2 の 3 の 8 第 3 項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第 64 条第 1 項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。 (読替規定)</p> <p>第 18 条 法附則第 15 条第 1 項、第 13 項、第 18 項から第 22 項まで、第 24 項、第 25 項、第 29 項、第 33 項、第 37 項から第 39 項まで、第 42 項から第 44 項まで、第 47 項若しくは第 48 項、<u>第 15 条の 2 第 2 項、第 15 条の 3 又は第 61 条</u>の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 140 条第 2 項中「又は第 33 項」とあるのは「若しくは第 33 項又は附則第 15 条から第 15 条の 3 まで若しくは第 61 条」とする。 (新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)</p> <p><u>第 28 条 第 5 条の 3 第 7 項の規定は、法附則第 59 条第 3 項において準用する法第 15 条の 2 第 8 項に規定する条例で定める期間</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則 (読替規定)</p> <p>第 8 条 法附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2 までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第 41 条第 8 項中「又は第 349 条の 3 の 4 から第 349 条の 5 まで」とあるのは、「若しくは第 349 条の 3 の 4 から第 349 条の 5 まで又は附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2 まで」とする。 (法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合)</p> <p>第 8 条の 2 (略) 2～17 (略)</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</p> <p>第 14 条の 2 の 3 の 2 法第 451 条第 1 項第 1 号(同条第 4 項において準用する場合を含む。)に掲げる 3 輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該 3 輪以上の軽自動車の取得が令和元年 10 月 1 日から<u>令和 2 年 9 月 30 日</u>までの間(附則第 14 条の 2 の 3 の 8 第 3 項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第 64 条第 1 項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。 (読替規定)</p> <p>第 18 条 法附則第 15 条第 1 項、第 13 項、第 18 項から第 22 項まで、第 24 項、第 25 項、第 29 項、第 33 項、第 37 項から第 39 項まで、第 42 項から第 44 項まで、第 47 項若しくは第 48 項、<u>第 15 条の 2 第 2 項又は第 15 条の 3</u>の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 140 条第 2 項中「又は第 33 項」とあるのは「若しくは第 33 項又は附則第 15 条から第 15 条の 3 まで」とする。</p>

について準用する。